

養育費に関する公正証書等の作成費用を補助します

新見市では、子どもの健やかな成長を支援するため、養育費の支払いの確保や強制執行できる公的な取り決めに関する公正証書等を作成する費用を補助します。

【内容】

令和5年4月1日以降に作成した、養育費を確保するための、次のような強制執行が可能になる債務名義を有する証書等の作成にかかった費用の一部を補助します。

- (1) 強制執行認諾文言（約款）付公正証書
- (2) 調停調書
- (3) 確定判決

【対象者】 ひとり親世帯で、以下の要件を満たす人

- (1) 新見市に住所を有している
- (2) 養育費の取り決めに関する公正証書等の経費を負担している
- (3) 養育費の取り決めに関する債務名義を有している
- (4) 養育費の取り決めの対象となる子を現に監護している
- (5) 過去に同内容の公正証書等に係る補助金を交付されていない
- (6) 市税を滞納していない

【補助額】

補助金の申請者が負担した、養育費に関する公正証書等の作成にかかった経費全額
(上限43,000円)

【補助対象経費】

- (1) 公証人手数料令に規定する公証人手数料
- (2) 家庭裁判所の離婚調停・養育費請求調停の申し立てや裁判に要する収入印紙代
- (3) 上記に関する書類作成のために添付した戸籍謄本等の取得費用や郵便切手代等

※ 領収書等が必要なので大切に保管してください。

【申請窓口】

公正証書等の作成が完了してから 6か月以内に必要な書類を添付して新見市子育て支援課
こども福祉係に提出してください。

(裏面に続く)

【提出書類】

- (1) 申請書
 - (2) 申請者及び監護している子の戸籍謄本または抄本
 - (3) 世帯全員の住民票の写し
 - (4) 補助対象経費の領収書等の写し
 - (5) 養育費に関する公正証書等の写し
- ※ 上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

申請に関するご質問等がありましたら子育て支援課までお問い合わせください。

TEL：0867-72-6115